

《坂出市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度で利用可能な行政サービス》

宣誓書証明書又は宣誓証明カードをご提示いただくことで、次のサービスを受けることができます。

《坂出市のサービス》(2025.4.1現在)

サービス名	サービス内容	担当課
入院時の病状説明および手術時の同意	患者本人の意思決定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者は入院時の病状説明および手術の同意が可能となります。	市立病院 46-5131
市営住宅の申し込み等	パートナーシップ宣誓者及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者と対象者は、同居可能な親族として取り扱います。	建設課 44-5011
死亡者情報の提供依頼	パートナーが亡くなったときに、そのパートナーの納付状況・契約状況等の情報提供を依頼することができます。	都市整備課 44-5017
・下水道受益者負担金（分担金）の納付状況等に関する情報		
・排水設備工事（下水道接続）に関する情報		
・坂出市営入船町駐車場および坂出市営ＪＲさぬき府中駅前駐車場の契約状況等に関する情報		
市営墓地（墓所使用者）の継承申請	申請者（墓地使用者）と被継承者（現使用者）との続柄確認の際、宣誓証明書（写）の提出で申請が可能となります。※一定の要件があるため、詳しくはけんこう課にご相談ください。	けんこう課 44-5006
改葬許可申請（墓地からお骨を移す場合）	申請者と死亡者の続柄確認の際、宣誓証明書（写）の提出で申請が可能となります。※一定の要件があるため、詳しくはけんこう課にご相談ください。	
埋蔵（収蔵）に関する証明書交付申請（市営墓地から分骨する場合）	申請者と死亡者との続柄確認の際、宣誓証明書（写）の提出で改葬許可申請として申請が可能となります。※一定の要件があるため、詳しくはけんこう課にご相談ください。	
小規模災害弔慰金の支給	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者が同世帯の場合、世帯主（世帯主が死亡した場合はその世帯の代表者、世帯全員が死亡したときは、その葬祭を行う者）に小規模災害弔慰金を支給します。	ふくし課 44-5007
わたしの終活情報登録事業	原則６５歳以上の坂出市民のかたを対象にしており、本人が認知症等で申請できない場合、後見人や親族に加え、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者のかたも本人の代理で登録申請できます。	
幼稚園・保育施設の入園・入所に係る手続き	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った子について、パートナーシップ宣誓者がその子を監護している状態であれば、保護者として手続をすることができます。	こども課 44-5027
子育て支援センター等の利用	通常利用の場合手続き不要です。予約制イベントの場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った旨を告げて、保護者として利用することができます。	
放課後児童クラブに係る手続き	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った子について、パートナーシップ宣誓者がその子を監護している状態であれば、保護者として手続をすることができます。	教育総務課 44-5026
高齢者運転免許証自主返納によるタクシー利用券、公共交通ブリパイドの交付	本市でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をしている場合、パートナーの方およびファミリーシップ対象者は、委任状がなくても、宣誓証明書の提示により親族同様の扱いとします。	危機管理課 44-5023

家族経営協定等についての手続き	パートナーシップ宣誓者及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者と対象者は、親族として取り扱います。	農業委員会 44-5013
消防長が行う事実の確認証明事務	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をしている場合、消防長への申請により「り災証明」や「救急搬送証明」を発行できます。	消防本部 46-0119
119番登録申請に係る手続き	高齢者や障がい者等の特別な支援が必要とされる方について、支援に必要な情報を事前に登録するサービス	
NET119登録に係る手続き	聴覚や発語等の障がいにより音声での緊急通報が困難な方のためのサービス	